

労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引

－ 調 剤 用 －

令和4年7月
厚生労働省労働基準局

〈 目 次 〉

はじめに	1
第1章 薬局情報レコードの記録方法	2
第2章 レセプト共通レコードの記録方法	2
第3章 労災レセプトレコードの記録方法	3
1 労災レセプトレコードフォーマット	3
2 レコード項目	4
3 労災レセプトレコード記録例	5
第4章 処方基本レコードの記録方法	8
第5章 調剤情報レコードの記録方法	8
第6章 医薬品レコードの記録方法	8
第7章 特定器材レコードの記録方法	8
第8章 コメントレコードの記録方法	8
第9章 摘要欄レコードの記録方法	8
第10章 基本料・薬学管理料レコードの記録方法	8
第11章 分割技術料レコードの記録方法	8
第12章 労災薬剤費請求書レコードの記録方法	9
1 労災薬剤費請求書レコードフォーマット	9
2 レコード項目	9
3 労災薬剤費請求書レコード記録例	10
おわりに	12

はじめに

- 1 本手引に掲げる事例は、令和4年4月1日現在の労災診療費算定基準に基づく記録方法を示しています。
- 2 本手引は、厚生労働省都道府県労働局に提出する電子レセプトの記録方法を示しています。
- 3 指定薬局に係る療養の給付に要する費用の算定は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法（令和4年3月4日厚生労働省告示第54号により一部改正）の別表第三調剤報酬点数表に基づき行うものとされています。
そのため、電子レセプトの記録方法についても、原則としては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくことになります。
- 4 本手引は、主に労災レセプト特有の記録となる労災レセプトレコード及び労災薬剤費請求書レコードの記録方法を示しています。本手引で示していないレコードの記録方法については、社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。
また、基本的な記録方法については、「労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）（令和4年4月版）」を合わせて参照ください。
- 5 記録必須の項目については、各レコードフォーマットに「※」を表示しています。
- 6 各レコードフォーマットに係る最大バイト数については有効データの最大バイト数を表示しています。
（カンマ、改行コード等のバイト数は含みません。）

第1章 薬局情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第2章 レセプト共通レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第3章 労災レセプトレコードの記録方法

1 労災レセプトレコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 回数（同一傷病について）	(3) 初回・継続の区分	(4) 業務災害・通勤災害の区分	(5) 帳票種別	(6) 年金証書番号	(7) 労働保険番号	(8) 傷病年月日	(9) 投薬期間―初日	(10) 投薬期間―末日	(11) 労働者の氏名（カナ）	(12) 事業の名称
モード	英数	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	漢字 （全角 カナ）	漢字
最大 バイト数	2	2	1	1	1	9	14	8	8	8	40	40
項目形式	固定	可変	固定	固定	固定	可変	可変	可変	固定	固定	可変	可変
記録必須	※		※	※	※				※	※	※	

項目	(13) 事業場の所在地	(14) 請求点数	(15) 合計額	(16) 処方箋受付回数
モード	漢字	数字	数字	数字
最大 バイト数	80	7	9	2
項目形式	可変	可変	可変	可変
記録必須		※	※	※

2 レコード項目

(1) レコード識別情報

労災レセプトレコードを表す識別情報「RR」を記録します。

(2) 回数（同一傷病について）

同一傷病の回数を記録します。

(3) 初回・継続の区分

初回・継続コード（別表5）を記録します。

(4) 業務災害・通勤災害の区分

業務災害・通勤災害コード（別表6）を記録します。

(5) 帳票種別

帳票種別コード（別表7）を記録します。

(6) 年金証書番号

ア 傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。

イ 年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略します。

(7) 労働保険番号

ア 傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。

イ 上記アの労働保険番号が不明の場合は、「99999999999999」を記録します。

ウ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略します。

(8) 傷病年月日

ア 傷病年月日（傷病労働者の負傷又は発病年月日）を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、西暦年月日8桁で記録します。

イ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略します。

(9) 投薬期間－初日

当該調剤費の計算の基礎となった投薬期間の初日を西暦年月日8桁で記録します。

(10) 投薬期間－末日

当該調剤費の計算の基礎となった投薬期間の末日を西暦年月日8桁で記録します。

(11) 労働者の氏名（カナ）

ア 姓名を全角カナで記録します。

イ 姓と名の間に“スペース”を1文字記録します。

ウ 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

エ 20文字を超える部分については、20文字を超える部分について省略します。

(12) 事業の名称

ア 傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。

イ 傷病労働者の所属する事業場の名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(13) 事業場の所在地

- ア 傷病労働者の所属する事業場の所在地を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。
- イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(14) 請求点数

点数の合計を記録します。

(15) 合計額

ア 請求点数金額換算を記録します。

(16) 処方箋受付回数

処方箋の受付回数を記録します。ただし、同一の労災保険指定薬局において分割調剤を行う場合の2回目以降の調剤時は、受付回数としてカウントしません。

3 労災レセプトレコード記録例

3.1 薬剤費請求内訳書の記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	RR	
(2)	回数 (同一傷病について)	1	
(3)	初回・継続の区分	初回	別表5
(4)	業務災害・通勤災害の区分	業務災害	別表6
(5)	帳票種別	薬剤費請求内訳書	別表7
(6)	年金証書番号		
(7)	労働保険番号	12345678901234	
(8)	傷病年月日	令和2年7月13日	
(9)	投薬期間—初日	令和2年7月14日	
(10)	投薬期間—末日	令和2年7月31日	
(11)	労働者の氏名（カナ）	コウロウ タロウ	
(12)	事業の名称	厚労株式会社	
(13)	事業場の所在地	千代田区九段南99	
(14)	請求点数	1,000点	
(15)	合計額	10,000円	

(16)	処方箋受付回数	処方箋受付回数 2 回	
------	---------	-------------	--

● CSVの記録

RR, 1, 1, 1, 0, , 12345678901234, 20200713, 20200714, 20200731, コウロウ タロウ, 厚労株式会社, 東京都千代田区九段南 9 9, 1000, 10000, 2

3. 2 薬剤費請求内訳書（傷）の記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	RR	
(2)	回数 (同一傷病について)	19	
(3)	初回・継続の区分	継続	別表 5
(4)	業務災害・通勤災害の区分	通勤災害	別表 6
(5)	帳票種別	薬剤費請求内訳書（傷）	別表 7
(6)	年金証書番号	123456789	
(7)	労働保険番号		
(8)	傷病年月日	平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日	
(9)	投薬期間—初日	令和 2 年 7 月 1 日	
(10)	投薬期間—末日	令和 2 年 7 月 3 1 日	
(11)	労働者の氏名（カナ）	コウロウ ジロウ	
(12)	事業の名称	厚労株式会社	薬剤費請求内 訳書（傷）の 場合、記録は 任意です。
(13)	事業場の所在地	千代田区九段南 9 9	
(14)	請求点数	1, 500 点	
(15)	合計額	15, 000 円	
(16)	処方箋受付回数	処方箋受付回数 4 回	

● CSVの記録

RR, 19, 2, 3, 1, 123456789, , 20121211, 20200701, 20200731, コウロウ ジロウ, 厚労株式会社, 東京都千代田区九段南 9 9, 1500, 15000, 4

第4章 処方基本レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第5章 調剤情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第6章 医薬品レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第7章 特定器材レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第8章 コメントレコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第9章 摘要欄レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第10章 基本料・薬学管理料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第11章 分割技術料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第12章 労災薬剤費請求書レコードの記録方法

1 労災薬剤費請求書レコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 請求書提出年月日	(3) 都道府県労働局コード	(4) 労働基準監督署コード	(5) 指定薬局の番号	(6) 郵便番号	(7) 指定薬局所在地	(8) 指定薬局開設者氏名	(9) 請求金額	(10) 内訳書添付枚数	(11) マルチボリューム識別情報
モード	英数	英数	数字	数字	数字	英数	漢字	漢字	数字	数字	数字
最大 バイト数	2	8	2	2	8	7	80	40	9	3	2
項目形式	固定	固定	可変	可変	固定	可変	可変	可変	可変	可変	固定
記録必須	※	※			※		※	※			※

2 レコード項目

(1) レコード識別情報

労災薬剤費請求書レコードを表す識別情報「RS」を記録します。

(2) 請求書提出年月日

労災薬剤費請求書提出年月日を西暦年月日8桁で記録します。

(3) 都道府県労働局コード

ア 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局コード（別表14）を記録します。

イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が不明である場合は、記録を省略しても差し支えありません。

ウ 継続分の請求については、記録を省略します。

(4) 労働基準監督署コード

ア 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署コード（別表15）を記録します。

イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えありません。

ウ 継続分の請求については、記録を省略します。

(5) 指定薬局の番号

労災保険指定薬局番号8桁（労災保険指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局が

労災保険指定薬局ごとに振り出した番号)を記録します。

(6) 郵便番号

ア 労災保険指定薬局の郵便番号を記録します。

イ 郵便番号の記録は、任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(7) 指定薬局所在地

ア 労災保険指定薬局の所在地を記録します。

イ 指定薬局所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(8) 指定薬局開設者氏名

ア 労災保険指定薬局の開設者の姓名を記録します。

イ 姓と名の間“スペース”を1桁記録します。

ウ 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

エ 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しません。

(9) 請求金額

ア 労災薬剤費請求書単位の各レセプトの合計額を合算して記録します。

イ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

ウ 複数ファイルに分割して記録した場合、労災薬剤費請求書単位の最終ファイル以外は、記録を省略します。

(10) 内訳書添付枚数

ア 労災薬剤費請求書単位のレセプト件数を合計して記録します。

イ 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

ウ 複数ボリュームに分割して記録した場合、労災薬剤費請求書単位の最終ボリューム以外は、記録を省略します。

(11) マルチボリューム識別情報

労災薬剤請求書単位の最終ボリューム以外の場合は、“01”から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ボリュームの場合は、“99”を記録します。

3 労災薬剤費請求書レコード記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	RS	
(2)	請求書提出年月日	令和2年8月8日	
(3)	都道府県労働局コード	東京労働局	別表14
(4)	労働基準監督署コード	中央労働基準監督署	別表15
(5)	指定薬局の番号	13123456	

(6)	郵便番号	1234567	
(7)	指定薬局所在地	千代田区霞ヶ関 8 8	
(8)	指定薬局開設者氏名	労災 次郎	
(9)	請求金額	1 2, 3 4 5 点	
(10)	内訳書添付枚数	1 0 枚	
(11)	マルチボリューム識別情報	電子媒体 1 枚	

● CSVの記録

RS, 20200808, 13, 1, 13123456, 1234567, 東京都千代田区霞ヶ関 8 8, 労災 次郎, 12345, 10, 99

おわりに

- 1 この「労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引」は、レセプトコンピュータ（レセコン）メーカー向けに作成しているものであり、レセコンメーカーの参考になれば幸いです。
- 2 この手引の作成に当たっては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくように作成しており、また、労災保険独自の記録方法も示しています。
なお、関連の労災診療費算定基準に基づく記録方法や健康保険法の規定する診療報酬の算定方法等に合わせて、内容は必要に応じて、適宜改訂していきます。
- 3 この手引に関して、ご質問やご意見等がございましたら、厚生労働省ホームページの「労災レセプト電算処理システム」の「本件に関する問い合わせ先」まで、ご連絡ください。
なお、問い合わせ先については、変わることがありますので、あらかじめご了承ください。